

第13回 横浜市不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会会議録	
日 時	令和6年8月9日(金) 15時~16時30分
開催場所	横浜市庁舎 18階共用会議室みなと6・7及びオンライン会議併用
出席者	出石稔委員、川邊正子委員、岸恵美子委員、黒川哲志委員、田中恒司委員、細田利明委員
開催形態	公開(傍聴人0人、非公開部分あり)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度の実績について 2 令和6年度 取組の方向性について 3 個別案件について
(事務局)	<p>定刻になりましたので、「第13回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」を開催いたします。</p> <p>本日の審議会の進行等について御説明します。</p> <p>本日の会議は、集合形式とWeb会議形式の併用での開催とさせていただきます。</p> <p>本日の議事内容につきまして、3点お願いがございます。</p> <p>1点目が、Web会議との併用のため、質疑応答で御発言頂く際には、お名前をお伝え頂いてから御発言をお願いします。Web参加の皆様は、アプリの挙手機能を使用してください。</p> <p>2点目が、議事録作成のため、録音させていただき、議事録は、後日インターネットのホームページに掲載します。</p> <p>3点目が、本日の議題のうち、個別事案にかかる個人情報が含まれる案件については、非公開で行うことを決定していただく場合があります。</p> <p>以上について、ご了承ください。</p> <p>会議の開催にあたり、本来であれば健康福祉局長 佐藤より御挨拶すべきところですが、本日は欠席のため、福祉保健部長の高木から御挨拶申し上げます。</p>
(高木部長)	<p>昨日夕方、九州で大きな地震が起き、気象庁から南海トラフ臨時情報が出されました。本日、市長メッセージも発出されています。皆様もぜひ、今後の情報に留意し、地震への備えをお願いします。</p> <p>では、局長の挨拶を代読します。</p> <p>日頃からいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進に協力いただき、改めて感謝します。本日は所用により欠席し誠に申し訳ありません。</p> <p>昨年度もこの審議会でも困難事例について意見や助言をいただき、区局連携・全庁一丸となり、排出支援や再発防止の取組を進めてきました。</p> <p>条例施行以来、区と局の連携で行った排出支援も、令和5年度末で118件になり、3桁を超えました。いわゆる「ごみ屋敷」への社会の関心は高まっており、条例施行を検討している自治体からの問合せも未だに多数あります。</p> <p>本市の単にごみを片付けるだけでなく、人への支援に重きを置く取組は、全国的にも注目されているのだと思っています。</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」対策は、堆積者本人が引き続き地域で生活していくことを考えていかなければならない地域課題でもあります。また、支援を拒否されること</p>

<p>(事務局)</p>	<p>もある中、粘り強い取組を継続していくことが必要です。</p> <p>そのため、委員の皆様の意見、経験からの助言をいただきながら取組を推進していきたいと思えます。忌憚のない意見をお願いします。</p> <p>続きまして、当審議会の定足数について、事務局から報告いたします。</p> <p>この度、2名の委員交代があります。資料1の委員名簿をご覧ください。</p> <p>高橋委員は欠席ですが、本日は7名中6名に出席いただいておりますので、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱」第2条第2項に基づき、本審議会成立することを御報告いたします。</p>
<p>(出石会長)</p>	<p>ここからは、出石会長に議事進行をお願いします。</p> <p>前回の審議会から約1年です。その間の経過報告等あると思いますが、この審議会でも課題共有に努めていきたいと思えます。</p> <p>それでは、議題1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>(出石会長)</p>	<p>1 令和5年度実績について</p> <p>事務局より説明</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの説明について、御意見や御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>昨年度もそうですが、新規案件と解消案件がほぼ同じです。条例があるから解消しているのであり、また新規案件が出てくるのは、条例が機能しているからです。条例の効果が出ており、条例が適切に機能していると私自身は思っています。</p> <p>その他よろしければ、議題2について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>(出石会長)</p> <p>(黒川委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(細田委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>2 令和6年度取組の方向性について</p> <p>事務局より説明</p> <p>ただ今の説明につきまして、御意見や御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>資料の1番目に、狭間の案件等という記述がありますが、それが原因でうまく対応できていないものは、多数ありますか。</p> <p>具体的な対応部署が決めにくく、専門的な支援につながっていない人は確かにいます。ただ、高齢者支援担当や障害者支援担当、こども家庭支援担当等、本人の課題に近い部署が連携できるよう共有し支援につなげています。</p> <p>取組内容の中に、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、民生委員等とありますが、この中に自治会町内会長やそれに関係する人が入っていないことには、何か理由がありますか。</p> <p>記載上全てを載せることが難しかったため、資料上は「等」としています。個々のケースにより、関係する人が固定されるものではないと考えており、ケースによっては地域や自治会町内会、地区社協の方々にも協力していただき進めることも考えられます。資料に掲載している以外の方にも、お願いすることはもちろんございます。</p>

<p>(出石会長)</p>	<p>他はいかがでしょうか。</p> <p>そうすると、例年通りの取組が基本のようですが、特に令和6年度、ここを重点的にと考えているものはありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>いずれの取組も重要ではありますが、条例施行から8年を経過する中では、職員の異動に伴って支援の継続性が損なわれることがないように、研修等には特に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>(出石会長)</p>	<p>横浜市の取組で顕著なのは、やはり区役所が積極的に関わっているところです。そのため、区職員や各セクションの職員にしっかり対応してもらうことが大事です。</p>
<p>(岸副会長)</p>	<p>取組の方向性について、以前にも聞いたかもしれませんが、特に資料3最後のページの課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携にある、ごみ屋敷、ヤングケアラー、引きこもり等、特性や年齢を問わない相談に対しては、重層的支援体制整備事業を進めていくように国が言っています。横浜市では高齢者のみに関わらず、若年者、母子世帯等について、どのような仕組みで連携していくのかを教えてください。また国は、窓口について、市民に分かりやすいように示すようにとも言っていますので、どのように窓口を示しているかをお聞きできればと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>福祉的な課題をお持ちの人の相談になりますので、一般的には各区の福祉保健センターで相談を承ります。相談対応の中で、複数の課題をお持ちと考えられれば、課を超えて複数の課で共有し、連携しながら支援していくことが考えられます。例えば8050問題等であれば、80で高齢者支援担当、50で生活困窮者自立支援制度の担当や障害者支援担当が連携し、支援を進めていくこととなります。またひとり親家庭では、こども家庭支援課と障害者支援担当等が協力して対応していくことが考えられます。</p>
<p>(岸副会長)</p>	<p>区役所だけでなく、地域ケアプラザとも連携・共有して、各ケースに対応していくことも考えられます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>相談に来たところが窓口となり、必要な機関と連携するというこれまでのやり方と特に大きな変更はないということでしょうか。また地域ケアプラザは地域にあるので、高齢者に限らず全世代にワンストップ窓口として対応するという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>各福祉保健センターの窓口という位置付けについて変わりはございませんが、以前にも増して、複合的な課題を抱えている人が非常に増えていることは、研修等で職員に伝えており、その認識を持って相談対応に取り組むよう、周知しております。</p>
<p>(岸副会長)</p>	<p>自治体によっては、分かりやすいように「〇〇窓口」や、「断らない相談窓口」という窓口を設けているところもあります。市民としては、どこに相談に行ったらよいか分かりにくいことがあるので、是非そのような人も拾えるようなシステムを更に作っていただけるとよいと思います。</p> <p>そもそも援助要請しない、SOSを出さない人がごみ屋敷や8050問題、ヤングケアラーだったりします。今までのように窓口で相談待ちの体制だと、そのような人をなかなか拾えませんので、更に何か仕組みを検討してもらえるとよいかと思いました。</p>

